

### 平成24年度 保育所入所児童を募集

保護者が勤務などの理由で保育できない乳幼児を募集します  
募集保育所・定員・対象 左表のとおり

申し込み 1月17日(火)～2月3日(金) (土・日曜日を除く)に子育て支援課(市役所1階7番窓口)または市内各保育所(13時～17時)に直接  
平成23年度の申し込み手続きを終え

### 募集保育所・定員・対象

所在地	保育所名	電話番号	定員	対象
明野新町5丁目	あけの	57-3543	90	57日から
音羽町2丁目	おとわ	36-5056	60	10カ月から
桜木町3丁目	さくらぎ	73-7033	90	10カ月から
清水町2丁目	しみず	33-4260	90	57日から
しらかば町5丁目	こいとい	73-2600	60	57日から
新中野町3丁目 (4月1日から元中野町2丁目へ移転)	なかの	34-5653	100	4カ月から
末広町1丁目	すえひろ	36-9656	90	57日から
大成町1丁目	たいせい	72-9257	90	10カ月から
高砂町2丁目	ひまわり	33-9490	90	57日から
日新町4丁目	いと北	74-2110	120	57日から
日吉町2丁目	ひよし	73-7620	60	57日から
美園町3丁目	みその	34-4339	90	1歳から
宮前町2丁目	錦岡	67-0033	90	57日から
矢代町3丁目	すみれ	72-4063	90	57日から
山手町1丁目	山手キュービット	73-2762	60	10カ月から
山手町2丁目	やまて	74-4479	90	57日から
字沼ノ端	沼ノ端	55-0705	90	4カ月から
字沼ノ端	うとない	82-8161	90	57日から
字勇払	はまなす	56-0629	60	1歳から

通常の保育時間は日曜日、祝日などを除く8時～18時

- 印の保育所は7時～19時の延長保育を実施
- 印の保育所は7時30分～19時の延長保育を実施
- 印の保育所は休日保育を実施
- 印の保育所は一時保育を実施



た入所待ちの方も、改めて24年度の申し込み手続きが必要で、持ち物、印鑑、平成23年分の源泉徴収票などの所得税額を証明する書類、保育料、父母(対象の乳幼児と生計が同一の祖父母なども含む)の平成23年分の所得税額と平成23年度の市民税額などを基準に決定

入所日 4月1日(日) (登園開始日は4月2日(月)になります)

3月中旬に入所承諾書を送ります  
詳細 子育て支援課 電話(32)6378

### 平成24年度学校給食用物資(食材) 納入業者の追加登録募集

受付期間 1月10日(火)～20日(金) (土・日曜日を除く) いずれも8時15分～16時45分

資格要件 次のいずれかの要件を満たす業者 ● 営業年数が1年以上あり、官公署または民間の機関との取引実績

### 苦小牧市の特産品を募集

苦小牧市の特産品(菓子類、農水産品加工品など)を全国に発信するパンフレットに掲載する商品を募集します。2月中旬に審査し、「苦小牧の特産」として原則1年間(次回の審査会開催

### 福祉のまちづくり 推進会議委員の募集

パリアフリーのまちづくりを推進するために、福祉のまちづくりに関する基本的な事項について調査・審議する委員を募集します

募集人員 2人  
応募資格 20歳以上の方(平成24年1月1日現在)

任期 委嘱の日から2年間  
会議の回数 年に2～3回(平日の午

を有する ● 苦小牧市の物品購入等競争入札参加資格登録業者である  
申請書類配布 第1学校給食共同調理場  
申請先・詳細 申請書類を直接または郵送(必着)で 〒053-0805 新富町2丁目3番8号 第1学校給食共同調理場内 苦小牧市学校給食会 電話(73)8195

まで)認定します  
対象商品 苦小牧にゆかりがあり、一定の販売実績がある商品(1社5品まで)  
申込書配布 商業観光課(ega06階)、市役所1階総合案内前  
申し込み・詳細 所定の申込書に必要事項を記入し、1月20日金までに直接 商業観光課 電話(32)6448

後)開催予定  
報酬 1回につき8千100円  
応募方法 社会福祉課にある応募用紙に必要事項を記入し、福祉のまちづくりに関して簡単なレポート(400～800字程度)を提出  
提出書類を参考に選考し、2月中旬までに結果を通知  
応募先・詳細 1月6日(金)から20日(金)までに直接または郵送(必着)で 〒053-8722 旭町4丁目5番6号 社会福祉課 電話(32)63356

## 医療費の手続きについてのお知らせ

詳細 医療支援課 電話32 6416 申請窓口 医療支援課(市役所1階6番窓口) 勇払・のぞみ出張所



### 医療費の払い戻し請求を忘れていませんか?

乳幼児等医療(小学生の入院)、重度心身障害者医療またはひとり親家庭等医療の受給者証をお持ちの方で、医療機関で支払った自己負担額が下記の1カ月の自己負担限度額を超えた場合、請求により超えた分が支払われます 請求できる期間は診療月の翌月から2年間です

- 1カ月の自己負担限度額 ● 外来限度額 = 12,000円 ● 入院および世帯限度額 = 44,400円  
同一世帯で同一医療費助成制度に該当している方が複数いる場合は、それぞれの外来・入院の自己負担額を合算し、「入院および世帯限度額」を超えた分が支払われます
- 対象外 ● ベッド代など保険外診療に係る費用 ● 入院時の食事に係る費用 ● 介護保険の自己負担金 ● 初診時一部負担金など
- 請求に必要なもの 領収書(受診者名・診療点数の記載があるもの)、医療費受給者証、健康保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、本人の振込先金融機関の口座(未成年者の場合は保護者のもの)

### 医療費助成の手続きを忘れていませんか?

下表の対象者が病院などにかかったときに医療費の一部を助成しています。まだ申請していない方は手続きをしてください

制度名	対象者	助成内容	自己負担の内容
重度心身障害者医療	● 身体障害者手帳1～3級を持つ方 ● IQ50以下の知的障がいの方 ● 精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方 65歳～74歳の方は、上記のほか後期高齢者医療制度に加入していること	入院および通院	就学前の方・市民税非課税世帯の方 初診時一部負担金を負担 内科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円(乳幼児を除く) 訪問看護は1割負担 (1カ月8,000円まで)
ひとり親家庭等医療	● 母子および父子家庭の18歳未満の児童とその親 ● 両親の死亡などで両親以外の方に扶養されている18歳未満の児童 ● 両親のどちらかが身体障害者手帳1・2級を持つ家庭の18歳未満の児童と障がいを持たない方の親 18歳以上20歳未満で学生や未就労により扶養されている場合は、特例があります	精神は通院のみ	上記以外の方 医療費の1割を負担 ● 1医療機関ごとの自己負担限度額 外来 1カ月12,000円 入院 1カ月44,400円 訪問看護 1カ月12,000円
乳幼児等医療	0歳～就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児 小学生(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)入	入院	● 1カ月の自己負担限度額 外来 12,000円 世帯 44,400円

平成23年4月から新たに助成対象となった小学生の入院助成は、申請により受給者証を発行します

必要書類 健康保険証のほか、制度により必要書類がありますのでお問い合わせください

### 老人(入院)医療費助成制度のお知らせ

65歳から69歳までの方で所得要件を満たしている方を対象に、入院時の医療費の一部を助成しています。ただし、後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者は対象となりません



助成内容 医療機関に入院し、1カ月の自己負担額が表1の負担基準額を超えた場合は請求により支給限度額を上限に支払われます。ただし、助成は過去1年間に3回までです。(4回目以降は支給の対象となりません)また、入院時の食事代や健康保険適用外の費用は除かれます

表1 負担基準額と支給限度額

負担区分	負担基準額	支給限度額
一定以上所得者	1 80,100円	69,900円
一般	3 44,400円	35,700円
低所得者	2 24,600円	10,800円

- 1 同一世帯に課税所得が145万円以上の老人(入院)医療費の受給者がいる方
- 2 世帯全員が市民税非課税の方
- 3 1・2以外の方

所得要件 ● 65歳～66歳 = 本人、配偶者、扶養義務者それぞれの前年の所得金額が表2の所得限度額以下である

● 67歳 = 本人の前年の市民税課税標準額が180万円以下である

● 68歳～69歳 = 所得の制限はありません

表2 所得限度額

本人の所得限度額		配偶者・扶養義務者の所得限度額	
扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
0人	1,595,000円	0人	6,287,000円
1人	1,975,000円	1人	6,536,000円
2人	2,355,000円	2人	6,749,000円
3人	2,735,000円	3人	6,962,000円

1～7月の医療費の場合は前々年分

必要書類 領収書(受診者名・診療点数の記載があるもの)、健康保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、金融機関の口座 ほか世帯状況、年齢により必要書類がありますのでお問い合わせください